

平成 28 年 12 月 2 日

株主各位

大阪府守口市橋波東之町二丁目 5 番 9 号  
株式会社 エステック  
代表取締役社長 鈴木 弘

### 株式分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 28 年 11 月 30 日(水曜日)開催の取締役会において、平成 28 年 12 月 21 日(水曜日)付をもって、当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 28 年 12 月 20 日(火曜日)と定めましたので公告いたします。

以上

---

### お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関する案内は、平成 29 年 1 月中旬にお届け住所にお送りする予定です。
2. 平成 28 年 12 月 21 日(水曜日)付にて、株式分割により増加した株式数がお取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1)住所変更、改姓名等に各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。  
(2)特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機構にお申し出ください。

特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社

同 連 絡 先 〒541-8502

大阪府中央区伏見町三丁目 6 番 3 号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話：0120-094-777 (通話料無料)